

第一期 P F I 事業整備等浄化槽
保守点検等包括業務に関する
入札説明書

平成 27 年 8 月 21 日

富田林市
(上下水道部下水道課)

目 次

1 本書の位置付け	1
2 業務内容	1
2.1 業務名	1
2.2 業務目的	1
2.3 事業者の業務内容	1
2.4 市の業務内容	2
2.5 業務期間	2
2.6 業務対価の支払い	2
2.7 法令等の遵守	2
3 入札のスケジュール	2
4 入札参加に関する条件等	3
4.1 入札参加者の備えるべき参加資格要件	3
4.1.1 入札参加者の構成等	3
4.1.2 入札参加者の参加資格要件	3
4.2 参加資格確認基準日	4
4.3 入札に関する留意事項	4
4.3.1 公正な競争の確保	4
4.3.2 費用負担	4
4.3.3 保証金	4
4.3.4 使用言語、単位等	5
4.3.5 提出書類の取扱い	5
4.3.6 参加の辞退	5
4.3.7 その他	5
5 入札に関する手続き	5
5.1 入札説明書に関する質問の提出	5
5.2 入札説明書に関する質問への回答	6
5.3 参加資格確認書類の提出	6
5.4 提案書の提出	8
6 落札者の決定方法	9
6.1 審査の区分	9
6.2 選定委員会	9
6.3 ヒアリングの実施	9
6.4 落札者の決定等	9
6.5 入札参加者が1者であった場合の取扱い	9
7 契約手続き等	9
7.1 業務契約	9

7.1.1 業務契約の概要	9
7.1.2 業務契約	9
8 問い合わせ先	9

1 本書の位置付け

本書（以下、下記①別添 1～⑥別添 6 を含めて「入札説明書」という。）は、富田林市（以下「市」という。）が第一期 P F I 事業整備等浄化槽保守点検等包括業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により選定するに当たり、この入札に参加しようとする者に対して、本業務の内容、入札条件、契約手続き等を示すものである。

- ① 業務要求水準書（別添 1）
- ② 提案書作成要領（別添 2）
- ③ 選定審査要件書（別添 3）
- ④ 条件規定書（別添 4）
- ⑤ 様式集（別添 5）
- ⑥ 浄化槽管理情報データ仕様（別添 6）

入札参加者は、入札説明書の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し提出することとする。

2 業務内容

2.1 業務名

第一期 P F I 事業整備等浄化槽保守点検等包括業務

2.2 業務目的

市は、平成 17 年度から PFI 手法による市設置型浄化槽事業を実施している。この事業は、本市の排水処理対策として、公共下水道と浄化槽の 2 つの手法を併用して、より早く市域全体の水環境の改善と水洗化を進めようとするものであり平成 17 年度から平成 23 年度を第一期 PFI 事業として整備し、平成 24 年度から平成 34 年度までを第二期 PFI 事業として整備している。

一方で、整備した浄化槽の保守点検は、第一期 PFI 事業で整備したものは第一期 PFI 事業として行い、第二期 PFI 事業で整備したものは第二期 PFI 事業として保守点検を行っている。なお、浄化槽清掃は PFI 事業とは別に、一般廃棄物処理業者に委託している。

今般、第一期 PFI 事業の保守点検業務が平成 27 年 12 月に終了することを受けて、第一期 PFI 事業で整備した浄化槽の保守点検等を行う業務を開始する。この保守点検業務は、これまでの PFI と同様に事業者による責任管理を継続させるため、作業内容のすべてを明示した通常の委託方式ではなく、事業者が独自に利用者サービスを行える長期包括業務とする。

2.3 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は以下のとおりであり具体的な内容については「業務要求水準書」を参照のこと。

- ① 平成 17 年度 12 月から平成 23 年 12 月の間に第一期 PFI 事業で整備した浄化

槽並びに同期間に寄付を受け本市が管理している浄化槽の保守管理及び軽微な補修。

② その他浄化槽の適正管理に関する業務。

2.4 市の業務内容

本業務において、市が行う業務内容は以下のとおりである。

- ① 保守点検に係る対価の支払。
- ② 事業者の業務実施状況の監視及び評価。
- ③ その他市の公権力行使に係る事務。

2.5 業務期間

- ① 業務期間は、契約日の翌日（平成 27 年 11 月）から平成 35 年 3 月 31 日までとする。
- ② なお、契約日の翌日（平成 27 年 11 月）から平成 27 年 12 月 21 日は業務開始に向けた準備期間とする。

2.6 業務対価の支払い

本業務における対価は、保守点検の実績に基づき各年度末に一括して支払う。

2.7 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施に当たって、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については「業務要求水準書」を参照のこと。

3 入札のスケジュール

事業者の公募及び落札者決定のスケジュールは表 1 のとおり予定する。

表 1 入札のスケジュール（予定）

内容	日程
入札公告（入札説明書の公表）	平成 27 年 8 月 21 日（金）
入札説明書に関する質問受付	平成 27 年 8 月 24 日（月） ～平成 27 年 8 月 26 日（水）
入札説明書に関する質問回答公表期限	平成 27 年 8 月 28 日（金）
入札参加申込書及び資格確認書類の受付	平成 27 年 8 月 31 日（月） ～平成 27 年 9 月 11 日（金）
提案書の受付	平成 27 年 9 月 28 日（月） ～平成 27 年 9 月 30 日（水）
落札者の決定、通知及び公表	平成 27 年 10 月下旬
審査結果及び審査講評の公表	平成 27 年 10 月下旬
業務契約の締結	平成 27 年 11 月上旬
保守点検開始	平成 27 年 12 月 22 日（火）

4 入札参加に関する条件等

4.1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

4.1.1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

- ① 入札参加者は、本市入札参加資格登録済みの単独の企業又は複数の企業や個人事業者で構成する共同企業体（地域JV甲型等）とする。
- ② 入札参加者を複数の企業や個人事業者で構成する場合は、構成員による協定を締結の上、代表企業を定め、代表企業が本事業に係る入札手続きを行うとともに事業実施の総括責任者となること。
- ③ 入札参加者は、参加申込時に、構成員の名称及びそれぞれの責任や役割分担等を明らかにすること。
- ④ 入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、業務契約締結後において、市が特別な事由（事故等により適正な保守管理体制を維持できない場合など）があると認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者又はその構成員となることができなない。ただし、業務契約成立後において市が前項により認めた場合、落札者として選定されなかった入札参加者又はその構成員は、落札者の構成員若しくは協力会社として業務に参加することができる。
- ⑥ 共同企業体の構成員を変更する場合は必ず、構成員の名称及びそれぞれの責任や役割分担等を明らかにした書面を市に提出すること。

4.1.2 入札参加者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

入札参加者及びその構成員は以下の要件をすべて満たさなければならない。入札後に以下の要件を満たさなくなったときは、市はその者の入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとする。協力企業においても同様とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 市の指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の違反により過去3年以内に罰則を受けていない者であること。
- ④ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（更生

手続開始の決定を受けている場合を除く。)

- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
 - ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑤ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者、または金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められる者でないこと。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑦ 「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱」(平成 23 年富田林市要綱第 85 号) 第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税並びに富田林市税に未納の税額がない者であること。

(2) 浄化槽の保守点検に関する資格要件

入札参加者及びその構成員のいずれかが、大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年大阪府条例第 4 号）第 3 条第 1 項に規定する浄化槽保守点検業の登録を受けていること。

4.2 参加資格確認基準日

資格の確認基準日は、参加申込書（様式 2）を市が受領した日とする。ただし、参加申込書の提出日（郵送等の場合は投函した日を含む）から業務契約の締結までの間に、入札参加者及びその構成員に資格要件を欠く事態が生じた場合にはその時点で失格とする。

4.3 入札に関する留意事項

4.3.1 公正な競争の確保

入札参加者及びその構成員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

4.3.2 費用負担

入札に関し必要な一切の費用は、入札参加者の負担とする。

4.3.3 保証金

入札のための保証金は免除する。なお、落札後に、落札者が辞退若しくは市との基本協定及び業務契約の締結に応じなかった場合は、落札金額（総保守管理価格の合計額）の 1/100 に相当する違約金を市の定める期日までに納めるものとする。

る。

4.3.4 使用言語、単位等

入札に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4.3.5 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の変更

提出締切日以降の提出書類の修正、差し替え及び再提出は、市が指示した場合を除き認めない。

(2) 提出書類の返却

入札参加者からの提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

(3) 提出書類の保管等

入札参加者からの提出書類は、市の定めるところにより保管の上、保管期間満了後に処分するものとする。また情報公開請求に対しては、関係法令等の定めに基づき処置する。

(4) 著作権

入札参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するが、公表その他市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、市は入札参加者の許可を得てこれを無償で使用することができる。

(5) 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした入札は、無効とする。

4.3.6 参加の辞退

提案書を提出した後に入札参加を辞退する場合は、提案書の受付期限まで参加辞退届（様式8）を「8 問い合わせ先」に持参により提出すること。

4.3.7 その他

市は、入札説明書に定めるものの他、事業者の公募及び落札者の決定に関して必要な事項が生じた場合には、市のウェブサイトを通じて入札参加者に通知する。

また、公募開始以降、入札説明書を補完又は修正する追加資料を市がウェブサイトにて公表した場合は、当該追加資料が入札説明書の記載内容に優先するものとする。

5 入札に関する手続き

5.1 入札説明書に関する質問の提出

入札説明書の内容に関して質問がある場合は、入札説明書に関する質問書（様式1）に記入の上、「8 問い合わせ先」に電子メール、書留郵便、宅配便（受領確認を行わないメール便等は除く。以下同じ。）又は持参により、以下の期間内に提出すること。これら以外の方法による質問は一切受け付けない。

電子メール	平成 27 年 8 月 24 日（月）から 平成 27 年 8 月 26 日（水）17 時到着分まで
書留郵便又は 宅配便	平成 27 年 8 月 24 日（月）から 平成 27 年 8 月 26 日（水）（当日消印有効）
持参	平成 27 年 8 月 24 日（月）から 平成 27 年 8 月 26 日（水）まで（各日 9 時から 17 時まで）

5.2 入札説明書に関する質問への回答

入札説明書に関する質問への回答は、平成 27 年 9 月 4 日（金）迄に市のウェブサイトで公表する。ただし、質問者独自の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに回答する場合がある。また、不当な混乱を招くことが危惧されると判断された質問については回答しない場合がある。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名とする。

5.3 資格確認書類の提出

入札参加者は、表 2 に示す資格確認書類を一括して 1 部作成し、「8 問い合わせ先」に持参により以下の期間内に提出すること。

持参	平成 27 年 8 月 31 日（月）から 平成 27 年 9 月 11 日（金）まで （但し土曜日、日曜日を除く 9 時から 17 時まで）
----	---

表 2 資格確認書類

提出書類		様式	作成要領等
参加申込書		様式 2	—
構成員一覧		様式 3	—
協力企業一覧		様式 4	・ 協力企業がある場合に提出すること。
参加資格確認申請書		様式 5	—
添付書類	登記簿謄本	—	・ すべての構成員について提出すること。
	定款	—	
	会社概要	—	
	国税に係る納税証明書	—	・ 直近 1 ヶ年度分の納税証明書「その 3 の 3」（法人）又は「その 3 の 2」（個人事業主）。 ・ すべての構成員及び協力企業について提出すること。
	富田林市税に係る納税証明書（非課税証明書）	—	・ 直近 1 ヶ年度分の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書。 ・ 富田林市に納税義務のある構成員及び協力企業について提出すること。
	共同企業体協定書の写し	様式 6（参考）	・ 入札参加者の構成員間の業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること（様式 6 を参考に作成すること。）。
	協力協定書の写し	様式 7（参考）	・ 協力企業がある場合に、入札参加者の代表企業と協力企業との間で業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること（様式 7 を参考に作成すること。）。 ・ 協力企業の数だけ協定書の写しを提出すること。
	浄化槽保守点検業者の登録を証明する書類	—	・ 登録を受けている構成員及び協力企業について提出すること。
浄化槽管理士の登録を証明する書類	—	・ 構成員及び協力企業に所属する浄化槽管理士全員について提出すること。	

5.4 提案書の提出

入札参加者は、表 3 に示す提案書を 8 部作成し「8 問い合わせ先」に持参により、以下の期間内に提出すること。なお提案書作成の詳細については「提案書作成要領」を参照のこと。

持参	平成 27 年 9 月 28 日（月）から 平成 27 年 9 月 30 日（水）まで（各日 9 時から 17 時まで）
----	---

表 3 提案書

提出書類	様式	作成要領等
提案書	任意	<ul style="list-style-type: none">・「提案書作成要領」に基づき作成すること。・提出部数は 8 部とする。
提案書の電子ファイル	—	<ul style="list-style-type: none">・提案書の電子データ一式を CD-R 又は DVD-R に収納し、ウイルススキャンを実施の上提出すること。・提案書の電子データは、Microsoft 社製 Word Excel 又は Powerpoint 形式を基本とする。・その他、提案書を頁順に印刷できるようにした PDF 形式データを収納すること。

6 落札者の決定方法

6.1 審査の区分

審査は、市による資格審査と第一期PFI事業整備等浄化槽保守点検等包括業務受諾者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による提案審査により実施する。詳細については「事業者選定審査要件書」を参照のこと。

6.2 選定委員会

選定委員会は、専門的知見を有する学識経験者等で構成し、提案審査の上最優秀提案を決定する。

6.3 ヒアリングの実施

市は、選定委員会による審査に当たって、提案内容の確認等のために必要と判断した場合、入札参加者に対してヒアリングを実施する場合がある。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に入札参加者（代表企業）に通知する。

6.4 落札者の決定等

市は、選定委員会により選定された最優秀提案を提案した入札参加者を落札者と決定する。その決定を入札参加者（代表企業）に書面により通知するとともに、選定委員会の審査講評と併せて市のウェブサイト公表する。

6.5 入札参加者が1者であった場合の取扱い

入札参加者が1者であった場合でも、「事業者選定審査要件書」に従い審査を行う。

7 契約手続き等

7.1 業務契約

7.1.1 業務契約の概要

業務契約は、入札説明書及び落札者の提案内容に基づき、市と事業者の責任分担、事業者が遂行すべき業務内容の詳細、サービス対価の額とその支払い方法等について定めるもので、その項目等については条件規定書を参照のこと。

7.1.2 業務契約

市は、落札者の構成員と業務契約を締結する。

8 問い合わせ先

富田林市上下水道部下水道課

所在地 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

TEL 0721-25-1000

メールアドレス gesui@city.tondabayashi.lg.jp

URL <http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section>

/gesuidou/46_houkatu1.html

(本業務に係る情報提供は、このウェブサイトを通じて行う。)